明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　一
○工業統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業五二）　二

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三七二）　二
○工業統計調査規則第七条第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙の様式を改める件（経済産業二二八）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件
（東北地方整備局一四三～一四六）　二
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件
（東北地方整備局一四八）　三
○道路に関する件（同三七三～三七七）　三
○道路に関する件（同三七八、三七九）　四
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（同三八〇）　四
○浄化槽の型式を認定した件
（同三八一）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局一一一、一一二）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（近畿地方整備局二一一～二一六）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件
（北海道開発局一三二）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国際交流基金平成二十一事業年度決算、独立行政法人労働安全衛生総合研究所平成二十一年度財務諸表、独立行政法人水産大学校平成二十一事業年度財務諸表、西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　九
会社その他
会社決算公告　一六

省令

○厚生労働省令第百十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三号を第四百七号とし、第百十六号から第四百二号までを四号ずつ繰り下げ、第百十五号を第百十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十九　ケイ酸マグネシウム

別表第一中第百十四号を第百十七号とし、第百十一号から第百十三号までを三号ずつ繰り下げ、第百十号を第百十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十三　L－グルタミン酸アンモニウム

別表第一中第百九号を第百十一号とし、第六十一号から第百八号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二　2－エチル－5－メチルピラジン

別表第一中第五十九号を第六十号とし、第四十九号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　イソペンチルアミン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十日

経済産業大臣　大畠　章宏

工業統計調査規則の一部を改正する省令

第四条中「国に属する事業所」の下に「及び従業者三人以下の事業所」を加える。

第十条第一項中「本社一括調査企業」の下に「に属する事業所又は従業者が二百人以上の事業所（本社一括調査企業に属する事業所を除く。以下「国直轄事業所調査事業所」という。）」、「経済産業大臣が」の下に「それぞれ」、「本社一括調査企業の報告義務者」の下に「又は国直轄事業所調査事業所の報告義務者」を加える。第二項中「本社一括調査企業の報告義務者」の下に「及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者」を加える。

第十一条第一項中「本社一括調査企業の報告義務者」の下に「及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者」を加え、同条に次の一項を加える。

3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は、適用しない。

第十三条第二項中「従業者四人以上の事業所については、「従業者三人以下の事業所については翌年八月十日までに、それぞれ」を削る。

第十七条第四項中「本社一括調査企業に属する事業所」の下に「及び国直轄事業所調査事業所」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。